

全国司法書士女性会FAX通信291号 (2015年11月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoritakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

大城節子

2015年10月3日土曜日、京都において

第19回 全国司法書士女性の集い・第16回 全国司法書士女性会総会
を開催いたしました。ご出席下さった皆様有難うございます。

第19回全国司法書士女性の集い「第一部」昼食会
京都市北区紫野大徳寺塔頭「黄梅院」において、第一部昼食会を開催した。
到着順に抹茶をいただき、お庭を拝観した後、小林太玄住職の法話を伺った。
「感謝」の気持ちの大切さ「ありがとう」と伝えることの大事さをお話し下さり、
一同得心。その後、美味しい昼食を戴き、研修会場へと向かった。

「第二部」研修会

京都駅前メルパルク京都にて

龍谷大学 今川嘉文教授による「会社法改正」のご講義

税理士の澤田美智先生による「相続と信託」のご講義を頂戴した。

(研修については別途担当を変えてご報告いたします。)

第16回全国司法書士女性会総会および懇親会

京都駅前ホテルグランヴィア京都に移動し、定時総会および懇親会を開催した。

衆議院議員 倉林明子様、全国女性税理士連盟会長代理 毛利麻子様、

日本司法書士会連合会会長代理 長田弘子様、

日本司法書士政治連盟副幹事長 上本 博様等のご来賓にご出席を賜り、

沢山の方々から祝電を頂戴しました、改めて感謝申し上げます。

私たち全国司法書士会女性会は引き続き「選択的夫婦別姓制度」の実現を目指して活動を続けて参ります。

11月4日午後2時、最高裁判所大法廷にて「別姓訴訟」の口頭弁論が行われます。弁護団から6人の代理人による弁論が行われ、上告人のうち1名から陳述を行う予定です。夫婦同姓規定が憲法や条約に違反していることや立法不作為の違法性などについて論述があり、国側の反論もある予定です。

一人でも多くの傍聴者が関心の高さを裁判官の心証に訴えることになり、多くの皆様のご参集をお願い申し上げます。

(なお、傍聴券の発行時間は未定です。最高裁判所HP等でご確認ください。)

お知らせ

全国司法書士女性会では、来年2月28日に研修会を開催します。

講師には、「家事事件手続法の解説」の研修会で、解りやすい解説が大変好評だった弁護士打越さく良先生を招聘致します。詳細が決まりましたら、改めてご案内します。

記

1. 日 時 平成28年2月28日(日)午後1時～4時
2. 場 所 メルパルク京都
3. テーマ 親子関係について
4. 講 師 弁護士 打越さく良 先生

本年11月4日午後2時から、最高裁判所大法廷で選択的夫婦別姓訴訟口頭弁論が開かれます。弁護団事務局長 打越さく良先生も法廷に立たれます。

閑話 美術館めぐり

9月の連休に夫とルーブル展 マグリット展 ユトリロとその母展 を駆け足で巡った。もともと美術音痴であるが、音楽も絵画もどうやら古典が私には合っているらしい。近代的な絵画は驚きがあっても感動できなかった。

古典的なルーブル展は、時代背景の説明もあり、庶民の暮らしも興味深く鑑賞できた。

そういえば、亡滝川あおいさんは、日本中の美術館をめぐられたとか、

そこから溢れるばかりのエネルギーを吸収されていたのだろうとつくづく思う。(史)

「相続と信託」研修会報告

理事 三宅美智子

10月3日、全国司法書士女性会の集いは三部構成で、第1部は、長い間事務局を担当して下さった滝川あおいさんを偲んで非公開の大徳寺黄梅院で住職様の法話と精進料理で心静かなひと時を過ごし、第2部はメルパルク京都で「会社法改正」と「相続と信託」の研修会を行い、第3部はホテルグランヴィア京都で「第16回定時総会」および「懇親会」を行い、充実した秋晴れのすがすがしい1日でした。

私は、この中の第2部の「相続と信託」について以下報告させていただきます。

1. はじめに

日本の人口が減少を始めて数年ですが、我々の基幹業務である不動産登記や商業登記の申請件数はこの10年で4分の1に減少しました。

改正司法書士法により、司法書士に簡易裁判所の代理権が付与され、減少した登記業務に代わって債務整理（破産・民事再生・過払訴訟等）業務に軸足を移した事務所も、貸金業法等の改正により債務整理業務も激減し、社会の変化とともに法律が改正され、法律の改正とともに司法書士の業務内容も変遷しているように感じます。

今回、税理士澤田美智先生を講師にお迎えしての「信託を活用した相続対策」は、団塊の世代が高齢化し、大相続時代に突入しており、また、司法書士法改正により、施行規則第31条が新設され、「財産管理業務」を行うことが明文化された上に信託法が大改正され、今回の研修テーマはまさに時宣を得たテーマでした。

2 . 信託を活用した相続対策

今回、講師の澤田美智先生は、信託を活用した相続対策について様々な信託のスキームにつき講義していただきましたが、紙面の関係上すべてを紹介することができませんので、特に印象に残った2つの事例につき若干私見を交え報告します。

(1) 後継ぎ遺贈型信託

例えば晩年再婚し世話になった後妻の老後が心配だ。あるいは子供のいない長男夫婦の行く末が案じられる。しかし先祖代々受け継いできた土地などは直系の親族に承継させたい。

こんな場合、「後継ぎ遺贈型信託」で解決できます。

この「後継ぎ遺贈型信託」は、「遺言代用型信託」あるいは「受益者連続型信託」とも言われており、財産は直系の親族だけに承継したい場合等、先程の例で言えば「自宅の敷地と建物は残された後妻に相続させるが、後妻が死亡した時は前妻の子又は孫に受け継がせたい」とか「第1受益者には子供に恵まれなかった長男に、長男が死亡した場合には第2受益者として長男の妻に、長男の妻が死亡した場合には第3受益者として次男の子に」といった具合に、順次財産を受け継ぐ者を指定する形の遺贈(相続)をさせることが信託ではできるのです。新信託法においては、新たに受益者連続型信託が認められるようになったことにより、遺言ではこれまで否定的であった後継ぎ遺贈が認められ、これを活用した様々なスキームの信託ができるようになりました。しかも、第1受益者だけでなく、第2受益者・第3受益者に対しても、受益権は期間で分割できるため被相続人からの遺贈(相続)と

して相続税の対象になるということです。

ただ、この受益者連続型信託の場合、30年という有効期限が定められており、信託開始から30年経過後は、受益者の新たな承継は一度しか認められないという点があります。

(2) 事業承継のための自社株信託

例えば、オーナー社長は、後継者の長男に自社株を譲渡したいが、贈与をすれば多額の贈与税がかかるし、売却なら多額の買い取り資金が必要になります。また、長男を後継者として任せてよいか不安でもあります。

こんな場合、民事信託なら次のとおり解決できるのです。

契約時～先代死亡まで

- ・オーナー社長は委託者兼受益者、長男は受託者として信託契約を締結することにより議決権（共益権）を受託者である長男に移し、配当金（自益権）を受益者であるオーナー社長が受け取り、オーナー社長は先代として一線を退く。
 - ・先代は、後継者の議決権の行使について指図ができる（事実上実権は握れる）。
 - ・先代が認知症などになっても、後継者が議決権を持っているので、会社を運営できる。
 - ・配当など、株主としての利益は先代が受け取る。
 - ・受益権は移らないので、後継者に贈与税は課税されない。
 - ・委託者兼受益者である社長は、いつでもこの信託を解除できる。
- この場合も課税はない。

相続発生後

- ・ 受益権が後継者に移るので、配当など、株主としての利益は後継者である長男が継ぐ。この時、相続税で処理される。
- ・ 後継者は完全なオーナーとして、今後は自分の判断で会社を運営する。

3. おわりに

上記2は、信託活用のほんの一例にしかすぎず、他にも例えば「会社に多額の貸付金がある場合の受益権の複層化による信託」「障害者の親亡き後の福祉型信託」「賃貸不動産オーナー向け信託」「空き家問題と信託」等々、様々に活用することができる優れた制度です。民法による遺言や後見人制度だけでは解決できなかったあらゆる悩みを解決し、様々な効果が期待できる魔法のような制度で、極端にいえば「なんでもできる救世主のようなもの」と表現でき、「将来的にどんな事態が起きても準備万全」と言う状態を信託によって作り出すことが可能であると言えます。

新信託法は、司法書士法施行規則31条と共に、これからの司法書士業務にとって、大変意味のある大きな制度だと思えます。

第19回 全国司法書士女性の集い

研修会 「平成26年会社法改正と中小企業の運営影響」ご報告

理事 大津則子（東京会）

10月3日メルパルク京都において開催された「女性の集い」研修会 第1部 テーマは「平成26年会社法改正と中小企業の運営影響」。全国司法書士女性会特別会員の今川嘉文 龍谷大学法学部教授に講師をお願いした。会社法の改正事項を網羅するレジュメが配られ、短い時間の中でポイントとなる部分を講義して戴いたので、概要をご報告をする。

第1章 機関および組織再編に関する改正

ア．非公開会社では、監査役の監査の範囲を会計に限定する定款の定めがある場合、その定めを登記する。旧規定の問題点は、監査役の権限について登記上に区別されていないこと。監査役の権限は内部的な制限であるが、株主権限について差異があるため。

イ．役員の特責責任の一部免除と登記

責任限定契約の締結の対象が拡大した。監査役も可能になり、取締役は業務執行に関与しない、非業務執行取締役は取締役会等で明確にする。責任限定契約締結規定の定款変更を行う。これに伴い「社外役員」である旨の登記が廃止になる。非業務執行取締役は、最低責任限度額の係数が2年になる。

ウ．社外取締役の要件について、旧規定と同一の要件のほか、就任前10年間株式会社・子会社の業務執行取締役等でないこと。

就任前10年以内に株式会社・子会社の取締役・会計参与・監査役であったことがある者は、就任前10年間株式会社・子会社の業務執行取締役等でなかったこと、として会社との関係に係る要件の期間を原則10年にした。

又、株式会社の親会社等（自然人）又は親会社等（法人）の取締役・執行役・支配人その他の使用人でないこと、兄弟会社の業務執行取締役等でないこと。

株式会社の取締役・執行役・支配人その他重要な使用人又は親会社等（自然人）の配偶者・2親等内親族でないことが追加された。

社外監査役の要件についても同様の改正がなされた。

エ．社外取締役の非設置の場合

社外取締役の選任義務を見送ったため、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明することになった。対象会社は、公開会社で大会社、監査役会設置会社かつ有価証券報告書提出株式会社である社外取締役非設置会社。説明場面は、定時株主総会、事業報告書、参考書類。

オ．親子会社間の利益相反取引について、子会社は、親会社等（法人、自然人）との間で利益が相反する取引を行った場合、一定事項を事業報告に記載を要する。記載事項は、会社の利益を害さないように留意した事項、利益相反取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断と理由等。

カ．監査等委員会設置会社を新設した。監査等委員会は、業務執行者を含む取締役の監査・監督を行う機関であり、3人以上の監査等委員で組織。監査等委

員は取締役であり、過半数は社外取締役である。業務執行を行わない社外取締役が過半数を占め、業務執行者から独立。定款で定め、公開か否か大会社か否か問わない。登記事項は、監査等委員会設置会社の旨、監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役の氏名、社外取締役である旨、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関し定款の定めがあるときはその旨、である。

キ．詐害分割に対する債権者の保護

元々の会社の優良事業・財産を新設・承継会社に移転させ、新設・承継会社に債務を履行請求することができる債権者と承継されない債務の債権者とを分割契約の内容に従い恣意的に選別し、実質的に債務を逃れる行為の指摘があった。改正法は、債権者を害することを知って会社分割した場合、当該債権者は会社分割の吸収分割承継会社に対し、会社分割により承継された財産の価額を限度として、債務の履行を請求ができるとした。除斥期間は会社分割の効力発生日から20年。

第2 株式、株主に関する改正について

ア．仮装払込みによる募集株式の発行等

募集株式の発行等における出資の履行に際し、引受人が見せ金による払込みを仮装した場合、改正法では、払込期日・払込期間経過後も引受人は会社に対し全額を払い込む義務を負うことにした。

現物出資の給付を仮装した場合、会社がその給付に代えて現物出資財産の価額に相当する金銭の支払いを請求したのであれば、当該支払義務を負う。

仮装に関与した取締役等は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、連帯して払込み責任を負う。

払込みを仮装した引受人は、自ら又は関与取締役等が払込みを履行するまでは、対象新株について株主権を行使する事が出来ない。譲受人は、払込みが仮装された事について悪意・重過失のない限り株主権の行使可。

イ．特別支配株主の株式等売渡請求

取得日に、総株主の議決権の10分の9以上、自己または特別支配株主完全子法人を通じて有する株主が、株式会社の株主に対し、対象会社の全株式を売渡請求できる。株主総会の決議は不要。公開会社、非公開会社を問わない。新株予約権売渡請求だけを行うことは不可。売渡請求をするときは、対象会社に通知をし、対象会社の取締役の承認（取締役会の決議）、対象会社は、特別支配株主にその承認（又は否決）を通知、売渡株主に通知する。通知等費用は特別支配株主が負担する。

ウ．株主名簿等の閲覧請求の拒絶事由

拒絶事由のうち「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」の規定削除。

エ．親会社による重要な子会社の株式譲渡

親会社が重要な子会社の株式又は持分を譲渡して支配権を失う場合には、重要な事業譲渡と実質的に異ならない影響がある。改正法では、対象となる子会社

株式等の帳簿価額が親会社の総資産額の5分の1を超え、かつ、親会社が、子会社株式等の譲渡の効力発生日に、子会社の議決権総数の過半数を有しないときは、株主総会の特別決議による承認を受けることとした。

オ．募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約の場合
株主総会の特別決議、又は取締役会の決議による承認を受けなければならないこととした。

予定時間を少し延長するボリュームのある講義だった。会社法改正に関する研修会は、連合会や各会主催で開催されている。先ず改正点の関心は登記関係事項に偏りがちであったが、総体的に見渡す事ができ、企業法務や登記実務の理解に役立ち復習や再確認の機会となる研修会であった。

平成27年9月吉日

会員各位

第17回 各士業女性合同研修会のご案内

(主催：大阪弁護士会・大阪女性社労士会・全国司法書士女性会・日本公認会計士協会近畿会・全国女性税理士連盟)

初秋の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月1日から、いよいよマイナンバー制度の利用が開始されます。それに先立ち、間もなく通知カードが皆様のお手元に届きます。そこで、研修会では利用開始直前にこそ理解しておきたい内容を、税理士・社会保険労務士それぞれの立場から最新情報を含めて解説いたします。その後、税理士・社会保険労務士・弁護士によるパネルディスカッションでは利用方法や利便性のほかに危険性等懸念される問題点の提起とその心構え、取扱時の注意事項まで議論いたします。今回お招きするパネリストとコーディネーターは各専門分野のマイナンバー研修会で講師を務められご活躍されている方々です。ぜひ多数の皆様のご参加をお待ちしております。

テーマ 「マイナンバー利用開始直前セミナー」

～あなたはマイナンバーを適正に管理できますか？～

日時 平成27年11月28日(土)

研修会 13:00 ～ 16:30 (12:30より受付開始)

懇親会 17:30 ～ 19:30

場所 大阪弁護士会館 2階 www.osakaben.or.jp/web/02_access/

大阪市北区西天満 1-12-5 TEL：06-6364-0251

スケジュール&プログラム

研修会 13:00 ～ 14:55

講師： 第1部 税理士 上西左大信氏

第2部 社会保険労務士 福西綾美氏

休憩 14:55 ~ 15:05

パネルディスカッション 15:05 ~ 16:30

パネリスト

税理士 上西左大信 氏 社会保険労務士 福西 綾美 氏

弁護士 豊永 泰雄 氏

コーディネーター

弁護士 今枝 史絵 氏

研修会費 無 料

なお研修会終了後に、GARB WEEKS <http://tabelog.com/osaka/A2701/A270102/27050613>にて、懇親会(会費5,000円)を開催いたします。会費は当日研修会会場にてお支払い下さい。他士業の方々との交流のよい機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

申込先 全国司法書士女性会 鵜川智子

お申し込みは、11月20日(金)までに申込用紙にてFAXでお願いいたします。

T0 : 全国司法書士女性会 鵜川智子 FAX (072 - 683 - 8305)

お問い合わせは 電話 (072 - 683 - 0283) まで

各士業女性合同研修会 申込用紙

参加ご希望の会に をつけてください

研修会

懇親会

お名前

所属会

連絡先 TEL ()

FAX ()

*一時保育希望の場合(要予約・無料)は、下記にご記入ください。

(詳細は、追ってご連絡いたします。)

お子様のお名前

年齢 歳

*懇親会につきましては、人数分の予約のためキャンセルされる場合は必ず11月20日(金)までにご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく欠席されますと、懇親会費を頂戴する場合がございます。また会場の都合により先着順となりお断りする場合がありますことをご了承ください。

{ *質問等ございましたらご記入下さい。 }